

「三條教則」

関係資料（二十四）

本号は

- 『三則小解』 海妻猪勇男（明治十一年三月）
- 『本教新論』〔抄出〕 小池貞景（明治十二年一月）
- 『教憲略説』〔抄出〕 大塚嘉則（明治十二年八月）
- 『三条略論』 永井寿雄（明治十三年五月）
- 『三条教則略解』 藤江二良三郎（明治十四年十月）
- 『三条大教憲義解』 石川芳雄（黙真人）（明治二十八年十一月）

の六点を收める。

## 『三則小解』 海妻猪勇男（明治十一年三月）

本書は、刊本、一冊、和装袋綴で、二丁（二丁二十四行、一行十三字）より成る小冊子である。改装本の表紙に東京図書館の所蔵分類票の貼付と「三則小解」と記した表紙題簽があり、次いで中扉部分（本来の表紙か）に墨筆で「権大講義海妻甘藏閲 三則小解」とあり、その後に本文二丁が続く。巻末に墨筆で「明治十一年三月十五日出版御届 定価一銭」とある。

著者は本文末尾に示すように、宗像に近い、遠賀郡吉木村（現、遠賀郡吉木村）の福岡県士族、海妻猪勇男なる人物であり、年代から考えて、おそらく身内で、父であろうと思われる海妻甘藏の校閲となつてゐる。その校閲者海妻甘藏は文政七年（一八二四）に生まれ、明治四十年（一九〇九）六月二十七日八十八歳で没した漢学者、故実家で、元は井上氏、名は周邦、直繩、号は私塾の名をとつて己百齋、敵愾堂と称した。福岡藩儒井上周磐の次男で上京して漢学・国学などを学び、帰国後仕官し大銃局都監となり、明治元年文武館和学総裁、同二年私塾を開いた。皇朝礼典に通じ、同六年高倉神社祠官となり著述も『文化兼貫錄』等を残した人物である。本書の著者も充分に甘藏からの教えを受けていたことであろう。

内容は、三条教則の衍義書としては特に珍しい解釈というものではないが、西南の役後の明治十一年三月、それも九州地方からの印行という点は、他に例がないという意味で注目してよいだろう。

なお、本書の翻刻掲載については、「国立国会図書館」所蔵本に依った。

『本教新論』〔抄出〕 小池貞景（明治十二年一月）

本書は、版本、一冊、和装袋系綴、本文十九丁（二丁十八行、一行十八字）、付録一丁の計二十丁より成る。表紙に「小池貞景撰述 本教新論 全」とあり、表紙裏に「版権免許 小池貞景撰述 本教新論 明治十二年一月刻成 小池氏藏版」とあり、次いで本文が続く。その本文は「原教第一」「神德第二」「顯幽第三」「祓除第四」「神隨第五」「公法第六」「原道第七」「原情第八」「三則第九」「弘道第十」の全十章より成るが、三条教則衍義の箇所である「三則第九」（三丁半）だけを抄出し収載した。全漢文である。巻末に「小池貞景著述目録」六十数点を付録として、未刊で予定のものまで含めて掲げてるので参考のため、以下に列挙する。「神代全書」「同拾遺」「神道学則」「儒道学則」「皇學文粹」「儒學文粹」「仏學文粹」「皇學述言」「顯幽述言」「三教眼目答書」「普門品列伝」「大學講本」「伊勢物語講本」「古事記講本」「子はらみぐさ」「子そだてぐさ」「中庸傍訓」「俗仏弁正」「弁仏法不可斥論」「闡邪言弁正」「万葉道歌抄解」「書言故事目録」「霞園集」「国能真柱」「南北朝歌」「弊風談」「答問復古錄」「賤の思ひで」「上野國神社考」「古道閑門」「葬祭一家例」「三易出来記一斑」「扶桑國考一斑」「鬼神新論一斑」「医道大意一斑」「日本外史便蒙」「教訓述言」「教則千字文」「同注」「同二編」「報恩新論」「本教新論」「神のしるべ」「校訂日本後紀」「神仏問答」「三五政記」「周易便覽」「答問筆記」「健勲社由來記」「類聚年代記」「要材抄」「三則百談」「医道学則」「医学文粹」「日本本地誌略字訓」「日本略史冠注」「赤間駅貞女碑」「作文助字格」「同虛字格」「同図式」「歴代帝王系譜」「教の一言」「三則事実」「多賀大神神德記」。かなりの数であるが実際に版行されたのは十点前後かもしれない（各種の辞典では單に著作一覧として紹介されているようである）。ともかく、このなかで三條教則の衍義書は明治七年十月の「三則百談」（本紀要）第三十号所収（九十五頁／一三八頁）と、おそらくは「三則事実」であろうと思われるが、後者に関しては残念ながら管見に及んでいない。小池の没年が本書印行と同年の明治十二年なので、未刊に終わったと見て間違いないだろう。末尾に奥付として「明治十一年十一月十四日出版版権御願 同年十一月三十日版権免許 同十二年一月

刻成発行 定価金十二銭 撰述者兼出版人 茨城県平民 小池貞景 土佐国第八大区一小区中新町百一番地寄留 発

売人 土佐国高知種崎町 沢本駒吉 近江国大津丸屋町 沢宗次郎」とある。

著述者の小池貞景は、周知のとおり文化七年（一八一〇）生まれで先述のとおり明治十二年没の国学者・神職である。通称丈吉と称し常陸国古渡村の人で明治二年大学少助教となり、明治七年頃は大原野神社権宮司で教導職中講義であった。平田篤胤の没後の門人で高知に没しているので、本書は最晩年の著述印行である。

内容は、衍義書としての前著『三則百談』が例話・実歴談を盛り込んだ口語調であるのに対し、本書はまったく正反対で、一転して漢文で字句の意味内容を手堅く説く説明法である。意図的であるかどうかは知り得ないが、いずれにしても数多くの著述を世に送っているだけあって、著述表現の仕方も自由自在である様子だけはうかがうことができる。

なお、本書の翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

### 〔教憲略説〕 [抄出] 大塚嘉則 (明治十二年八月)

本書は、版本、一冊、和装袋系綴、全十四丁より成る。表紙題簽に「教憲略説 全」とあり、「教憲略説序」と題する権少講義閔守真の撰する序文一丁があり、そのあと本文九丁（一丁二十行、一行二十二字）が続き、さらに権少講義玉尾需の「修理固成演古」と題する付録（四丁）の一文が続く。巻末奥付部分に「明治十二年八月三十日御届定価金八銭 編輯人 阿波国美馬郡舞中島村七番地 権少講義大塚嘉則 出版人 東京駒込西片町三番地寄留 山田龟一郎」とある。したがつて、衍義部分の本文のみを抄出して収載した。

著述者は阿波国、吉野川中流域の美馬郡に居住する人物である。

なお、本書の翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

### 『三条略論』 永井寿雄（明治十三年五月）

本書は、版本、一冊、和装袋系綴で、序文二丁、本文十六丁の計十八丁より成る。改装本の表紙題簽に「三条略解」とあり、次いで本来のものと思われる表紙題簽に「敬神 愛國 尊朝 三条略論 完」とあり、表紙裏に「永井寿雄 編輯 三条略論 出版 明治十三年五月 研学堂綴」とある。次いで「序言」と題する自序（二丁）のあと、本文十六丁（一丁十二行の縦野線あり）が続く。卷末に「編輯兼出版人 茨城県平民 農 永井寿雄 東茨城郡手堤 発売人 茨城県平民 水戸上市泉町三丁目 松信善之助 同 水戸向井町八十三番地 酒心堂 黒澤貞八郎 同 石岡中村市兵衛」とある。

著述者の永井寿雄なる人物は、本書印行の明治十三年頃は東茨城郡手堤に住したとあるが、名前の横に墨筆で小さく「明治三〇年頃堅倉村」とあり、後には同所に住したということかもしれない。因みに、両所とも霞ヶ浦の北、石岡近くの美野里町に属している。

なお、本書の翻刻掲載については、「国立国会図書館」所蔵本に依った。

### 『三条教則略解』 藤江二良三郎（明治十四年十月）

本書は、刊本、和装一帖の小冊子である。表紙題簽に「三条略解」とあり、表紙裏に「編輯兼出版人 德島県管下藤江二良三郎 阿波国阿波郡伊月村百六十一番地 三条教則略解 明治十四年九月十日出版御届 明治十四年十月出 版 定価二銭」とあり、次いで本文が続く。内容は短編で特に珍しいというものではないが、地方での版行というだけではなく、先の大塚嘉則と同様、偶然にも吉野川中流域の近く阿波郡伊月村（現、阿波郡市場町伊月）で、阿波国からるものとして貴重である。

なお、本書の翻刻掲載については、「国立国会図書館」所蔵本に依った。

『三条大教憲義解』 石川芳雄（黙真人）（明治二十八年十一月）

本書は、刊本、一冊、洋装袋系綴で、序文二頁、本文四十一頁より成る。表紙題簽に「尊神家必携三条大教憲義解全」とあり、中扉に「石川先生著 敬神愛國 尊神家必携 三条大教憲義解 大和 今村松声堂藏版」とあり、次いで「はしがき」と題する編者の黙真人による序文のあと、本文四十一頁が続く。末尾奥付に「明治二十八年十一月一日印刷 明治二十八年十一月六日發行 定価金拾錢 版權所有 編輯人 大和国山辺郡丹波市町大字丹波市 石川芳雄 発行者 丹波市町字三島七番地 今村熊太郎 同 同帶解村大字帶解一番地 木原保吉 同 同字四番地 井久保定吉 印刷者 大阪市東和泉町弐丁目八番邸 前野茂久次 大壳捌 三島天理教会所御門前 高井書店」とある。また本書は翌明治二十九年一月には第三版を發行していくようで、大倉精神文化研究所所蔵本には「明治二十八年十一月一日印刷 明治二十九年一月七日發行 明治二十九年一月二十日三版 版權所有 編輯人 石川黙真人 発行者 奈良県山辺郡丹波市町大字三島七番地 今村松声堂……」とある。これによつて、著者編者は奈良県の桜井や天理に程近い山辺郡丹波市町に居住する本名は石川芳雄、号を黙真人と称する人物であつたことがわかる。加えて、本書の売捌所から見て、おそらく著者は天理教関係者であつたと考えられる。

内容面では、「教育勅語」の文言等を取り込んで解説するなど、三条教則が教導職に布達された頃の時代とは、かなり時代状況が変化していることが容易にわかるような内容となつてゐる。ただ本書中には、いわゆる差別用語が数箇所使用されているので、たゞえ資料ではあつても、敢えて当該箇所は削除し、□で示した。

なお、本書の翻刻掲載については、「大倉精神文化研究所」所蔵本に依つた。

凡例

凡例については、前号にしたがつた。

## 『三則小解』 海妻猪勇男（明治十一年三月）

ふを人道と云ふ。故に人道を明らむることは我々人間の  
職分と知るべし。夫君臣父子夫婦兄弟朋友の交際等は  
人道の最大なる者なり。

## 三則小解

敬神愛物の主宰、我々人間の大祖にして、我々の身  
も亦神の恩頼によりて生活する者なれば、且暮敬事  
まつること懈怠あるべからず。○國は我々の生を托み居  
を安する所なれば、之を愛すること我身を愛するが如  
くす可し。何やうにするを國を愛するぞと言はゝ各

自業を勵み知識を開き家業を怠らず、國の富強を  
賛成すにあるなり。

皇上帝奉戴朝旨遵守  
皇上帝とは天皇の御上を申奉する。抑我天皇は天照  
大御神の御正統に御坐て天壤と共に究なく天下に君  
臨玉へば、我々臣民たる者其恩徳と蒙ること大なり。  
故に之を尊び之を戴奉るべきは勿論なり。其時々  
布告し玉ふ所の朝旨は皆我々を教導玉ふ者なれば、  
謹で之を遵守聊たりとも違背す可からず。

著者并出版人 福岡県士族 海妻猪勇男

筑前国遠賀郡吉木村九十六番地居住

## 天理人道

春夏秋冬の往来昼夜の交替人の生死など、凡て天神の  
造化による者を天理と云なり。人たる者其道理を知らず  
んばあるべからず。○人は万物の靈といへども、天理に  
率はざる時は禽獸に異ならず。此天理に率ひ踏行

三則第九

三条教憲曰。可レ體敬神愛國之旨。可明ニ天理人道。可令奉戴皇上遵守朝旨焉。此三条明治五年於教育部所定。而為說教之綱目。以論愚民愚婦者不可忽也。敬神愛國者何也。曰敬神者。敬祭天神地祇也。愛國者。愛自國也。天神地祇。万物之祖也。不可不敬也。自國養生之土也。不可不愛也。体者何。曰体物之体也。人而忘其祖。忘養生之土。恶乎可。夫万物者。真神之所造化也。而神之寶也。国土者。天子之所修治。而君之寶也。敬之愛之。可以酬恩賴也。神武天皇紀曰。敬明天理人道者何也。曰天然之道可得聞乎。曰天然者。天神所令然造化是也。道路也。万物之所由焉而行也。在人則性情之所發動。喜怒哀惧愛惡欲是也。在物則進退之所自由。屈伸榮枯是也。人之道受天然之德。以察性情之所發動。觀進退之所自由。而去其私。属公平是也。明此二者。而行則為治。不明而行則為亂。故此二者不可不明也。曰然則天理与人道同一而無別。

天理即人道。人道即天理也。而別目者何也。曰天理也者授之者也。人道也者受之者也。譬猶以木打木也。打則发声。其声也者。打之声乎。為被打之声乎。二者雖似。無弁別也。打者授也。被打者受也。以堅木打堅木。則其声大也。以堅木打柔木。則其声小也。於是可知授与受之弁別也。曰然則人道之所以順天理者有說乎。曰有之夫天理也者。生生不止。天之所覆地之所載。草木森羅無不繁茂。而有喬木之害。生生。而樹下不生草木者。則天起暴風。而損枝葉。或發震雷。而斃焉。易曰。天道益謙。是即天理之所以惡。害生生者也。人道也者。則之而助生生。而大者可以助小者也。苟反之。則天道虧盈而益謙。不可不慎也。是乃人道之所以順天理也。曰奉戴皇上遵守朝旨者何也。曰奉戴皇上者。服事天皇也。遵守朝旨者。順天皇之命令也。曰服事天皇者。選賢不肖。而服事之乎。曰否。皇祖授璽於皇孫。曰。宝祚之隆。當與天壤無窮矣。此詔見書紀。宝祚天子之位代不易。歷世之長。其間不能無不君。然不忘旧恩之深。一心服事以輔翼之也。然豈可下選賢不肖而服事哉。議君上者。非義之甚也。開闢以來。伝璽以定王統。

至今鴻基不動也。奉戴皇上者。人倫の大者也。遵守朝旨者。入學之門也。嗚呼在天地之間者。捨此以別有道哉。

『教憲略説』〔抄出〕 大塚嘉則（明治十二年八月）

#### 教憲略説序

神仏合併布教ノ時ハ神官僧侶三条教憲ヲ主張セシニ、明治七年神仏分離各自布教ノコトトナリシ以来、僧侶ハ多ク其宗祖ノ教ニ依リ三条教憲ヲ主張スル者少シ。神道々々ト唱フル者モ今ハ分テ三トナリ一定ノ論ニ之レ無シ。三条教憲モ當時盛ニ世ニ行ハレズ。然ルニ敬神ハ皇國ノ神ヲ敬拜シ敢テ外国神ヲ拜スルコトナク、愛國トハ皇國ノ為ニ忠誠ヲ尽シ敢テ外国ニ屈セザルコトニテ、天理ハ天神ノ大理、人道ハ五倫ノ道ニテ、君父ヲ以テ仮ノ君父トシ、真ノ君父アル等ノ邪説ニ非ズ。皇上ヲ奉戴トハ皇国人ハ天皇陛下ノ為ニ忠ヲ尽シ敢テ外国ノ主ニ服従セザルノ義、此教憲ヲ守レバ御国体万古不易確然ト立セラルノ義ニテ至大至重ノ義ナリ。大塚老友爰ニ觀ル在リテ此略説ヲ著ス。其志感スベシ。玉尾老友能ク修理固成ノ演舌ヲ成得タリ。感ズベシ。依テ一言ヲ記シテ序トス。

明治十二年八月 東京 権少講義閔守真選

権少講義 大塚嘉則編輯

○夫レ教導ノ要タルヤ方今ニ在リテ新ラシキヲ知ルヲ要ス。其新ラシキヲ知ラント欲セバ古キヲ温ヌルニ有リ。

先ヅ皇國ニ於テ古ヘヨ稽フレバ三種ノ神宝ナリ。其三種ノ神宝ニ繫ケテ熟知セシムレバ新シキヲ知ルニ至ルベシ。抑我日本ハ天之御中主神皇產靈二柱神ヨリ人ノ生ル、時靈魂ヲ賦与セザルコト無シ。天神ノ詔リニテ伊邪那岐伊邪那美ニ柱神ニ此漂ヘル国ヲ修理固成セヨト詔アリ。二柱神奉シテ是レヲ行ヒ、八百万神ヲ生給ヒ、生終ニ天照大御神ヲ生ミ給フ。我邦ハ天照大御神生レ給フ国ニシテ即チ日本ト云。凡ソ日本ノ人ハ皆神代ノ時ニ在ス諸神ノ神孫ニテ在レバ神ノ恩頼ヲ蒙ムラザル者ハナシ。然レバ我ガ国ニ於テハ三種ノ神宝ヨリ尊重ナルハナシ。即チ天照大御神御手自ラ皇孫瓊々杵尊ヘ賜フ処ニシテ其神宝ノ一ハ玉ナリ。玉ハ即チ多滿ナリ。全徳有ルノ謂ナリ。人ノ心塊ハ天之御中主神ノ賦与スル処即チ人ノ仁徳ナリ。コレハ各自ノ固有シテ在ル処ノ道ナレバ其原由ヲ知ラズンバ有ルベカラズ。蓋シ人ノ性ヤ直シ。其直キハ即チ神

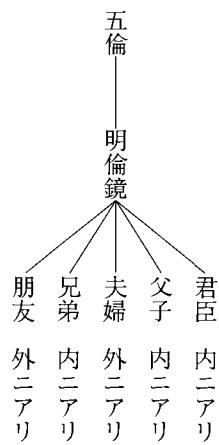
ノ賦与ナレハナリ。是故ニ人生ノ氣質ヲ視ルニ、其赤子ノ無心ナルモ笑フ容チアリ。手ニ握ル形チアリ。其笑フハ溫潤ノ性ヨリ發出ス。手ニ握ルハ百事ノ業ヲ執ノ手始メナリ。是レ其以テスル所ヲ視ル所以ノ一つナリ。又父母ノ赤子ヲ保ンズルハ天ノ運動スルガ如ク間断ナキ恩愛ナリ。其赤子ノ父母ヲ慕フモ朝夕止ム事ナシ。是レ親子ノ真心ナリ。其真心ニテ親ヲ慕フ所以ハ天之御中主ノ神ヨリ賦与スル道ニシテ孝道始テ斯ニ基ヒスルナリ。其父母ノ愛情ヲ發スルヤ、出レバ目送シ旋レバ喜悦シ、出ルニモ入ルニモ中心ヨリ發ス。父母ノ慈愛ハ斯ニ基スルナリ。是レ所謂父子ノ親ナルモノ斯ニ基スル処、是ノ知恵ヲ真心ノ玉トス。父慈ニシテ子孝アル人物百行ノ本万善ノ先キナルガ故、内ニ父子ノ親アリテ外ニ君臣ノ義ヲ生ズ。君臣ノ義ハ下ノ文ニ解スル如シ。掇父子ノ親ハ天理ニ出ヅ。此愛情ヲ推弘メテ邦国ニ用ル時ハ即チ愛國トナル。譬ヘバ皇國中神道ト唱フル処ノ社中ハ一家ノ如ク左右ノ手ノ如ク、左ニ事アレバ左ニ於テ行ヒ右ニ事アレバ右ニ於テ執行フテ身分相応ノ義務ヲ竭シ、日本魂ヲ振ヒ起スニ於テハ愛國ノ修業ハ十分出来ル訳ナレバ、惟今日

言ト行ト一致スルニ在リ。故ニ皇国ノ人ハ苟モ書ヲ讀メ

バ必シモ皇学ヲ以テ始トシ、人倫ノ大道ヲ主張シ学ベハ即チ是天之御中主神ヨリ全クシテ、賦与スル處ノ知徳ヲ全クシテ磨クヨリ急務ナルハ無シ。是レ乃チ敬ノ本源ナリ。敬ノ基ヒハ各自吾ガ身ヲ敬スルニ有リ。身体ハ父母ニ受ケテ知徳ハ天之御中主神ノ賦与シ給ヒテ、天津神国津神水火風神五穀ノ神等ノ御恩ニテ生活シテ在ル身ナレバ敢テ敬セザランヤ。如此靈奇ノ身体ヲ自暴自棄セザルヲ以テ万物ノ長トナル所以ナレバ、敬神ノ大意ハ吾ガ身ヲ敬スルニ有リ。自暴トハ自カラ善ヲ拒ンデ吾身ニ固有ス善性ヲ害スルニ至ルヲ知ラザルヲ云フ。自棄トハ善事ヲ知ルト雖モ、我身ハ下等ニシテ善ニ勤ムコト能ハズトシテ自カラ善性ヲ棄ルナリ。惜ムベキ事ニ非ズヤ。且ツ皇国ノ人ハ總テ神孫ナレバ、日本魂ヲ振起シテ惟一筋ニ真心ノ玉ニ瑕ノ付ザル様ニ致スガ道ナリ。貴賤貧富ニ拘ハラズ、社中平生独立ノ氣力ヲ失ハズ結社致スハ礼ナリ。故ニ能ク熟知シテ敬神愛國ノ義ヲ行フニ於テハ他ニ求ムルコト無シ。國体ハ即チ我身體ト心得、今日ノ事業ニ体認セバ至ラザル処ナシ。故ニ今日ヨリ真心ノ玉ヲ新

タニシ、勉励尽力シテ怠ルベカラズ。

○凡天地ノ性人ヲ貴トス。其人ノ道ハ五倫ヨリ大ナルハナシ。其原由ハ天理ヨリ生ズ。故ニ前聖人モ天ニ繼テ極ヲ立テ五倫ヲ基トス。後聖人教ヲ立ルモ五倫ヲ以テ教ヲ布ク。是故ニ五倫ハ人道ノ大教ニシテ明カニセズンバ有ベカラズ。其道ハ君臣父子夫婦兄弟朋友ノ五ツナリ。是ヲ五倫トス。倫トハ其筋合ノ同シキヲ云。中庸曰、率レ性之謂道ト謂ヘリ。道ハ近キニ在リ。人ノ能ク知リ能ク行フノ義ナリ。然レハ其卑近ナルヲ厭ヒ、為スニ足ラズトシテ反ツテ高遠行ヒ難キ事ヲ道トシテ異端邪説ヲ各人ノ意ニ任シ、巧説シ千言万語ヲ誦スト雖モ人倫ヲ離レテ人道ト謂フベケンヤ。是故二人道ヲ明カニセズンバアルベカラズ。依テ五倫ノ中三綱六紀アリ。是道ヲ明倫鏡トシテ神宝ニ繫ケテ新タニスルハ道ヲ行フ人物トナルベシ。依テ因ヲ著ス。



君臣

君義アリテ臣忠アリ。以テ相遇フモノナリ。皇國

ノ君臣ハ万古不易ノ理、君臣ノ分一定シテ不<sub>レ</sub>変

コトナレバ忠義ヲ尽スベシ。

父子

父子ノ道ハ親ミ深キ理アリ。其惡アリト雖モ諫言ヲ加ヘテ相離ル、コト無キヲ要ス。

夫婦

夫婦ノ道ハ外ヨリ相遇フ。夫ハ義ニシテ婦貞アル

ハ道ナリ。婦不貞ナル時ハ去ルノ道アリ。

兄弟

兄弟ノ道本同根ヨリ生スレバ、則兄友ニシテ弟恭

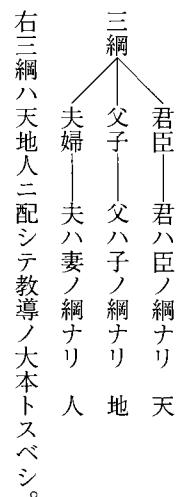
兄弟

シク相離レザル所以ノ道アリ。

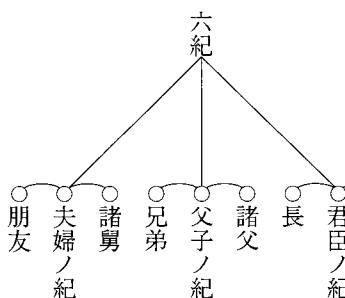
朋友

朋友ノ道亦外ヨリ相遇フニ信ヲ以テ相交ル、信ナキ時ハ相離ル、モノナリ。

右ノ五教ハ天理ヨリ生ス。五ツノ内ニ三綱アリ。三綱ヨリ六紀ニ暨ヒ、各相悖ラズ行ハル、ガ人道ノ尊キ所以ナリ。天ニ陰陽アリ。人道ニ内外アル所以ナリ。



右三綱ハ天地人ニ配シテ教導ノ大本トスベシ。



朋友

右図ノ如ク、配当シテ各自ノ心鏡ニ照準セバ少シク補ヒアラン。故ニ各自ノ行状ハ明倫鏡ニ由ラズンバ明カナラズ。明カナラザレバ善不善ノ分明了トナリ難シ。善ト不善トノ分ナクハ乱斯ヨリ生ズルガ故ナリ。方今教化ヲ先トスルハ万物ノ中二人ト生レテ天之御中主神ノ賦与スル真心ヲ養フテ一生万物ノ長トナラシムル御主意ニテ

有難キ訳ナレバ、此御代ニ生活シテ如此靈奇ノ賜ヲ受ケ  
テ居ル身体ナレバ、其主宰スル真心ノ玉ヨリ重宝ナルハ  
莫シ。是ノ玉ヲ磨クハ明倫ニ如カズ。是レ其由ル所ヲ觀  
ルニツナリ。又是ノ鏡ニ由ラザル時ハ真心ノ玉モ昏蔽ニ  
属ス。真心昏蔽スレハ天津神国津神ノ御恩賴ニテ賦与ス  
ル百骸ノ主ニテ大体ナル心魂モ小体ノ為ニ役セラル。只  
役セラル而已ナラズ、禍ヒヲ招クニ至ル。サレバ一日モ  
油断ナク產業ノ暇日ニハ必ズ道ノ教ヲ聞キ、古今ノ証拠  
アル言行ヲ聞テ躬ニ行フベシ。古人モ今日学バズシテ來  
日有ト謂フコト勿レ。今年学バズシテ來年有リト謂フコ  
ト勿レ。日月逝ク歲我ト与ナラズト謂ヘリ。吾輩今日生  
活スルノ間ハ天津神国津神ヨリ賦与セラル、真心ノ玉ヲ  
日々鍊磨シ、衣食住ノ三ツヨリ外ニ心ヲ用ルコトナシ。  
天神地祇ノ御恩ニテ在ル身体ニテ、飽マテ食ヒ煖カニ衣  
テ天神ヲ参拜セズ。其地ノ氏神我家ノ先祖ヲ拜礼スル義  
ヲ知ラザレバ、万物ノ靈長ト称スル名義ニ恥ベキ甚ダシ  
キ訳ナレバ、今日一善言一善行ニテモ履ミ行ヒ、積テ大  
ヲナシ実学ニ至ルヲ主張スベシ。実学トハ今日ノ事業ニ  
於テ執行ヒ事毎ニ習フベシ。扱世間ノ習ヒハ一日ノ間ニ

晴雨有ルガ如シ。幸福ノ時アリ。病難ノ時モアリ。人窮  
スレバ本ニ反ル。人ノ病ヒ大患ナレバ百神ヲ祈ル。又急  
難アレバ必ズヤ父母ヲ思ヒ、氏神ヲ祈ルハ本ニ帰向スル  
ナリ。天下國家ノ為ニ一命ヲ棄ルノ場ニ至リテ蒼天ヲ仰  
ギテ号泣シテ天運ノ然ラシムルカト訴フル氣アルハ、是  
レ不知不識天之御中主神ヘ帰向スルニ至ル。即チ天理  
ノ自然ナリ。如此明カニ神理ニ通スル証拠アルガ故ニ天  
命ヲ恐ルベキ事ナリ。天命ヲ恐レザル人ハ深淵ニ臨ンテ  
恐レザルガ如シ。サレバ人道ハ明倫ニ由レバ人ノ安宅ヲ  
得ル如ク安樂ナリ。安樂ノ根元ハ天之御中主ノ神ヨリ賦  
与スル處ノ赤子ノ真心ナリ。真心ヲ其体ニ養フテ邪ニ入  
ラシメズンバ、即チ是レ温潤ノ德ヲ全クスルニ至ル。温  
潤ヲ全クスルレバ温良ノ德ニ至ル。温良恭儉ナドハ聖人ノ  
德ヲ形容シテ云フコトナリ。是故二人道ハ他ニ求ムルコ  
トナシ。惟赤子ノ心ヲ吐キ露ハシテ足レリトス。父母ノ  
教ヲ待タズ、生レ子ノ親ヲ慕フ心ノ在所ヲ求ル義ト定ム  
ベシ。

○皇上奉戴ノ義ハ五倫中ノ君臣ノ義ヲ実ニ行フニアリ。  
皇上ハ即チ天照大御神ト御同様開闢以来皇統一系ニ在

ラルレバ、皇國ノ人民ハ一人モ洩ナク皇上ヲ奉戴スベシ。

『三条略論』 永井寿雄（明治十三年五月）

即チ皇上ノ御慮ヲ察シ奉リ遵ヒ守ルベキ事ナリ。如此行

ヒヲ立ントスルニハ皇學ヲ主トスベシ。万巻ノ讀書有リ

ト雖七日本魂ヲ熟知セズンバ、譬ヘバ挑灯ニ蠅燭ヲ忘レタルガ如シ。益ナシ。故ニ萬国普通ニ及ブ博学ト雖モ、其根元ハ現在ニアル處ノ皇學ニ在ベシ。我カ日本魂ヲ主張シテ学ベバ、其察所<sup>レ</sup>安ノ學術ニシテ活学ナリ。是レヲ義理ノ真心トスルナリ。故ニ学ハ百聞一見ニ如ズト謂フハ是レナリ。凡ソ欲心起レバ劍ヲ以テ物ヲ截断スル如

ク欲心ヲ打消サ<sup>ル</sup>ベカラズ。就テハ義利ノ弁ヲ明ニセザルベカラズ。是故ニ日本人ハ日本魂ヲ振起シテ皇學ヲ勉励スベシ。怠ルベカラズ。我邦ハ神代ノ伝ニテ絶給ハヌ神習ノアル日ノ本ナリ。

教憲略説終

#### 序言

按するに爾々諸学弥盛なるの日に際し師をして教しめ、童子をして学ばしむ。中にも敬神愛國尊朝の三条真に要教にして其義諸学に冠たり。余か茲に載るところ千か一にして隨意頗る多し。然りといへとも一層余か注意に任せ教者の羽翼か童蒙の補意ともならん事を欲す。觀者幸に是を嘲るなけれ。

明治十三年五月

永井寿雄著并書

#### 第一条

抑敬神とは神明の靈威を仰敬也。先神明とは則ち掛卷も畏き天照皇大神を以て譬ふ。此大神は常に上天に曜々として天地間万物を照し光と熱とを与へて物体を生長せしむ。故に地理上何物を問はず總て天照皇大神の光恩に無不<sup>レ</sup>由。況んや人は万物の靈長として其恩を不<sup>レ</sup>仰哉。加之毎人日々五穀を食ひ、身に衣

を着し、草木土石を以て家を造り、其中に住居し、寒暑雨露を凌ぎ身を安樂に世を経るも、總て神明の恵みに由れば也。故に土地も又、四氣俱に中和を得。草木金石に至るまで、決耗なく、產物多くして民稠し。故に物体と神明光惠の授を受て光恩を不仰哉。為人ものは敬神の心を不可離。又愛国とは天下の万物を保護し廃れたるを興し絶へたるを繼ぎ、善を起し邪を去り富貴を招、強を顯し、是之を愛國の基礎といふ。先は基礎を興し、國の靜謐を致さんと欲せば、人民を教諭すべし。其何ぞや。曰く、不論無教にして何ぞ静謐に至らん。故に為人者は諸学に付殆ど研究して文芸に長し道徳に進み利益の得失を量り、不然して空しく生長せしむる時は天理人道に暗く年長たりと雖も賢なる三才の童子にも劣れり。生涯人の鼻息を仰ぐ男子此を不レ愧や。加く之怠惰の行狡猾の所行を為し、我意を擅にし、道理に戻り不軌を策るに至る、懼るべき事にあらずや。古語にも如レ謂一家有仁一國興、仁一人貧、民なれば一國興、仁一人貧、民なる哉。畢竟は不学無術にして人道に冥く理義に疎く

無智庸暗の故也。然則愛國の基蓋不有他、偏に教訓説論に由れり。故に今大に説教諸学を基とし遐陬僻鄉といへども晋く至らざる所なし。既に天下拳常に異変を量らず隆盛富強沸然として興るべし。故に無事情を考ふるに卑賤の生といへども有レ智者は上達す。貴賤も又是より起る。是れ由て之を觀れば学ぶと不学とにあり。諸学に就き能く講究せよ。是愛國の種を植るが如し。植て後に熟る所は人民の補助ともなり愛國の基礎ともなるべし。夫文藝は千萬万殖の種と称して可なり。師たる人能是を耕せ。復愛國の基を興すべし。農も愛國の一種にして其為すところ努力節儉にあり。常に耘穀培養に注意し、寒暑風雨を厭はず力作して手を空しくせず、素餐の弊を知り、眞て國家の富を増し、常に神明を敬ひ、上皇を尊び国家を愛し、正路に基き善友に親睦し惡輩に交らず、酒色を慎み侈奢をおそれ、他人の嗤嘲罵詈を除き為レ人道を守るべし。不然して懶惰の行非道の業を為す時は終に困迫して甚しきは人家の戸外に立飲食を貰ふも賤きに陥る。嗚呼口惜

事に非ずや。子の為父母人此諺をしらずして空しく生長せしむるや可懼事也。工も亦愛國の要道にして日用の道具を作為し、諸職を勉めしむ。商も農工の製造する物品を売買して人民の不自由なからしむ。故に此四のものは人体の二手両足に等し。一も欠る時は必至る。然れば別每人其業に尽力せば誠心なくして神明に誓ひて地祇を祈らんより寧其職を励まば敬神愛國の基と云も可なり。

第二条には天理人道を明かに可為の趣あり。先天理とは天地自然の理にて成る物を了解する説なり。人は地球上に生活して其地の模様を知らず、又何故に生活するも理を不悟暗然として日を空くす。想ふに不愧乎。今我が生活する所は常に空中に浮遊する一箇の球なり。故に名つけて地球といふ。且又寒暑風雨の別昼夜の変も總て天地自然の理に由て皆化を起す。雖然子是細説を省く、先地球上に有物は渾て動植の両体となす。然れば則人は自然に成れる動物の一にして万物の司た。故に人体に妙奇の物を具せり。是則心なり。此心の思指に順て体中皆是に応す。其故何ぞや。曰、目雖レ

有心是を不欲見る事なし。鼻に諸の香雖触心是を不欲不嗅耳。雖有心是を不欲不聞二手両足共に皆心の思指に順て諸業を勉め、喫食見レ物悟り、聞声明らめ、能く其思指に応す。是れ天理神明の賜なる故なり。又其心中に喜怒哀懼愛悪欲の七情を具せり。是の七情も常に心中に染み居て物事に触て發す。必要を去り善に基き、曲を遠ざけ直きを近づけ、誠眞良善に命を完し、理に死するは天理自然に基くと云も難かるまじ。又人道とは人民の行ふ道にして、天下の大經也。故に生民須臾も離まじき者也。君臣有義父子有親夫婦有別朋友有信是を五倫と謂。又四行あり。孝弟忠信也。其孝とは事二父母以レ孝、弟とは居郷以レ弟、忠とは事レ君以レ忠、信とは交レ友以レ信、是之を四行といふ。皆是人の行ふ道にして忽にすべからず。今や文明盛大の為時や、深く天理を論し広く人道を訓教し、然るに偶人倫を破り道理に違ひ、人民の慨歎懼愕を醸し、不軌を禁るといへとも、久く保事あたわす。非曲を犯す者は神明果して

其徒を罰す。

第三条には、皇上を奉戴し、朝旨を遵守せしむるの趣旨あり。夫皇上とは時世の天皇にして天下の大君也。古に曰く、天に一箇の日なくちに一人の君なし、然れば則天一つの日ありて天地間万物を照し、地に一人の君ありて万物を司どる。故に人民日々其恩を受け、又其恵みを蒙り瞬時間といへども其恩を不可忘る、素餐の弊、空手の冗、必其惡を勿擁、縱ひ百万の資財を積といへども、徒らに散財する時は後日に至りて耗乏困難に逢ふ。故に遠き無レ慮必近き患あり。人々雖レ富困者を侮るべからず。身は雖レ昇上位一下を輕蔑せず。後の患を不端して脛恤の志を失し、後に零落して俄に吝嗇の弊に陥る者なきにあらず。想ふに不レ怩哉。況や今四海兄弟の交り豈不親睦乎。夫烏にだも謂レ有二反哺の孝。鳩に三枝の礼あり。其烏に反哺の孝とは父母に養はれし不忘厚恩一生長の後父母に謂反哺。鳩に三枝の礼とは親に鞠育を蒙りし恩を不レ忘れ、後に飛揚して親と俱に木に憩ふ時は親より子は二枝下りて身を息ふといふ。是皆雖忘、鳥厚恩を不忘、親子の情似深。況や人として其恩を忘る、哉。

廣惺深極すれば跼蹐地雖レ仰二旧恩一歡喜猶有余。又朝旨とは朝廷より諸の御政權を万民に布告し、背けば天網を不レ免、犯せば禁獄の科を蒙り、甚しきは斬首せらる。必朝旨を遵守せよ。報國尽忠諸務を維持し赫々たる皇州の人民至第一三條蘊奥盛大維新的基礎ともいわん。夫暗理義空く老耄に至らんよりは寧ろ骨肉を尽し治國盛榮を見て蚤世せん。觀者孰れを不厭乎、智者其是を察せよ畢。

明治十三年五月

『三条教則略解』 藤江二良三郎（明治十四年十月）

三条教則略解

敬神愛國ハ聖天子ノ御所業ナリ。天理人道ハ教導職ノ所業ナリ。皇上奉戴朝旨遵守ハ万民ノ所業ナリ。

第一条

外國ノ皇王ハ人ナリ。故二人ノ撰ヲウケテ朝ニ君タリタニ民タリ。我カ神州ノ大君ハ天津日嗣無窮ニ伝レハ賽祚亦無窮ナリ。故二人ニ非ス神ニアラス、神ト人トノ中央

二天位在ス。政ハ太政大臣ニ任セ玉ヒテ、唯敬神愛國ノ天道天德ノミヲ施行在ス。其御所業ヲ仰キ奉ルニ、地球

上ニ於テ至貴最上タル神ノ国体ナリ。其天道天德ノ至誠ナル、真実名義ニアラハレ大日本ト称スナリ。此国号天然ナリ自然ナリ。

大古ノ王政ハ国体政体未具ノ際ナレハ無論ナリ。

第二条

教導職ニ於ル敬神愛國ノ皇旨ヲ体シ奉り、又民ヲシテ皇

上奉戴朝旨遵守セシムルハ即天理ナリ人道ナリ。抑モ天理ヲ裏サレハ万物生セス。生シテ成長シ滅亡ス、コレ亦天理ナリ。人モ万物ノ一ニシテ、而モ長或ハ靈ノ尊称ヲ得タルハ人二人ノ道天然ト備ル故ナリ。其道ニ於ル神ト人ト君ト民ト親ト子ト夫ト婦ト長ト幼ト斯ノ如キ上下差別ノ道アリ。其上タル者必ス下ヲ恩愛ノ心アリ。下タル者極テ上ヲ敬報ノ心アリ。其恩愛敬報ノ自然ヲ以テ一家一国一天下ヲ和順セシメ、安全泰平ニ至ラシムルハ教導職ノ所業ナリ。

第三条

皇上奉戴朝旨遵守ハ愛國ノ皇恩ヲ報ヒ奉ルノ大元ナリ。

其他産業ヲ励ミ節儉ヲ守リ、正直ニシテ邪曲ヲナサス善ヲ施シ惡ヲ禁シ、一家一國和一シテ民安全ヲ祈リ賜ル今上皇帝ノ宸襟ヲ安シ奉ル、コレ民タル者ノ君恩ニ報シ奉ル所業ナリ。

三条ノ教則ハ神教ニアラス、仏教ニアラス、儒教ニアラス、我大日本國教ノ則ナリ。故ニ上ミ堯人ノ愛國ト下モ万人ノ報國ト天理人道ヲ以テ權量ヲ正明ニシ、御代万万

歲上ト安寧ノ不易ヲ謀ル大基礎ナリ。嗚呼神ナル哉妙ナ

ル哉。

此うへに何を願はん天津神にたみのこゝろのたゝ

やすかれと

三条教則略解終

はしがき

神の御国にすまふ吾神の教の三くだりの御憲のこゝろを  
さかしらたちとかんなど、嗚呼のしれものと南世の人の  
わらひたまほんとは知りながら、よこしまならぬ神の道  
ときあきらめしとて罪とはならまじまいて、敬神愛國の  
事は大八洲いつれのうらに到るも、言はでかなはぬもの  
をやとおちなき身のほとをしもわきまへでかきつゝりし  
を、書林どものせちに乞ふまゝかきてあたへぬ

明治廿八年九月

編者 黙真人しるす

三条大教憲義解

黙真人 謹述

○敬神愛國の旨を体すべき事  
敬神とは神をうやまひ奉ることで、愛國とは自分の國  
を大事と思ひ我國の利得になることを心掛けることで、

『三条大教憲義解』 石川芳雄（默真人）

（明治二十八年十一月）

先づ敬神と申すことを私の力の及ぶだけ申ましよう。

さて敬とはうやまいたつとぶことで、そまつに思はず、失礼なことをせず、心から底からうやまひたつとぶといふことで、心身一致と申て心に思ふこと、身に行ふこと、ぴつしり合はねばまことの敬とは云はれませぬ。いかに上辺はつ、しんで居るようでも、心にひがみがあるか、又心正しくまことでありましても、身の行が正しくなければ真実の敬とは云はれませぬ。又神とは今更事新らしく申すまでもなく、我々の利益と幸福とを御守り下されて、人のたる目的をあやまらぬよう、まちがへぬように善かれ好かれと始終御つきまとひ下さる尊き御方でござります。されども世には神といふものはあるかと、或一派の無神論者は云ひますが、あるかないかは今更云ひ争ふ必要もなく、亦此大教憲を解釈いたしますには余計の事で、既に朝廷より御立なされた教憲に神といふ字があらはしてござりますれば、申すまでもなく神のあることは明らかなことです。既に神のあること明らかになり、人の為世の為に利益と幸福とを与へて下さる神様に対し、見易すき損得の勘定から申ても

其恩を思ひ、其光庇を思ひ、その御札をせずして宜しか

らうか、これは極く見易き算用づめの理かつてござりますが、左様な算合づめの談はともかくも、是非敬せねばならぬことですから敬神の必要を御示しに相成りましたものでござります。既に明らかに神を敬まはねばならぬと御示しあるにも拘らず、神の有無を言ひ争ふは教憲を彼此と批判するに当たり、まことに畏多き事と考へます。それゆへに神様は是非共敬はねばならぬことです。又人間五体は心の奴僕、心は五体の主人でござりますから、心さへしつかりとしてあれば手も足も頭も目も口も、みな心の通りしつかりいたします。則前にも申ました心身一致といふこと、すこし申して敬神の事を申ましよう。世にはいろいろの学問がござりまして、その中の心理学といふて人の心のいろいろにかはり、人の心の種々様々にはたらく様子を充分しらべて、人の知恵分別といふものはどういふ都合で出来るか、一つの物を見て好いとかわいいとか、美しいとかきたないとか思ふのは何故か、聞たり見たりした事を覚へて居て、二ヶ月も三月も、又五六六年も後にその物事を思ひ出すの

は何故かといふような事を究理いたします。学科がござります。その学はなかく深いもので、私如きものがとやかうと御話し申すことが出来ませぬが、先づそのあらましを申せば、人の心は智情意の三つに分けることが出来る。そして智とは暑いとか寒いとか、あれとこれとは同じとか、これとあれとはどこが違ふとか、富士の山には年中雪がある、それは高いからじや、高ければ何故雪が消えぬ、夏になれば何故あついか、日が永いからじや、日が長ければ暑いか、又昼の永ひときと昼の短いときとあるは何故かなと究理いたしますのは智のはたらきで、又何がうつくしいから好きじや、何がきらいじやとか、嬉しいとか、悲しいとか思ふのは智でなくして情のはたらきです。そして智で善悪美醜を分別して情でほしいとか、いらぬとか思ひ、それをとりよせたり、つきやるとか、行ふとか、行はぬとか定めるのが意です。それで人一事を行ひますには必ず智情意の三つが働きまして後行ふことで、頭を動すにも手を上げ下ろし致しますにも、必ず智情意の三心象が現れます。しかし人が寝て夢現でいたします寝言や、

手足をうごかしたりいたします等の外、總て人が目覚めて居ていいたします事柄は、必ず三心象が相談してその後に五体をうごかすことです。故に神經麻痺と申して中風症などに罹て居る者の外は、五体はすべて心の指図に従ひますのですから、人の心をたゞしくいたしませねば身の行は正しくならず、敬神といふ心がなければ神を敬ふといふ事が出来ませぬ。そうですから、たゞひ乱暴な人が一時敬神家のよふにして居ますのは、うはべをつくらふて居ますにもせよ、其上辺をつくらふて居る間は矢張必ず敬神といふ心があります。故に眞実敬神家といはるゝ人とそうでない者とは時間の長短によるようなものです。併し一時上辺をつくらぶ偽敬神とは同一に云へぬとは言ふにも及ばぬことですが、畢竟敬神家といはるゝ人は起ても居ても寝ても寤めても神様にすまぬ、どうすれば畏多いと始終心にかけてゐるもので。名書高尾の書いたといふ艶書の文句に「忘れねばこう思ひ出さず候」といふことがあるさうな。又情歌に「思ひ出しては写真を詠め……」といふことも

ござりますが、此文句とこの歌と何方が誠あるか、何方が情が深いかと申せば、思ひ出さず候の方が余程誠あり情の深いのです。即ち常に思ひどうして忘れるといふことがないゆへ思ひ出さぬ、思ひ出すよう忘れせぬといふので、思出しては、の方は忘れて居て、不図思ひ出したゆへ、何處かに納してある写真をとり出して詠めるのですから、一寸聞けば情の深そうに思はれますけれども、忘れるといふ一点たしかに隙がござります。

かようななまめかしい事を例に致しますは如何のようですが、つまり常々心にとめて忘れぬようにならなければなりません。又世の諺に「かなはぬときの神頼み」とて、いろ／＼手をかへ科をかへ到底叶はぬといふようになりましてから、一層神信心でもして見てはと俄に何処の何様がよからう、誰が何様を信じんして靈現あつたなど、今までは何とも思はなんだ神様に茶だち塩だちして願をかけ、一心不乱に祈を上げてゐるといふような事では、まるで神様をなぶりものにするような致方で、決して敬神といふことはできません。誠にいやしきあさましき心から神様を神様とも思はぬ故か、

何処の神様はよくきいて下さるけれども、あそここの神様は拝でも駄目じやとか、どこの金神様はよくきいて下さる、かしこの忠義様はよくきかしやる、稻荷様が大流行じやゆへ、私も信心して見ようかしらん、琴比羅様がようきかしやるゆへ拝まうか知らんと、まるで帯か浴衣地でも買ふのに流行者を撰り好みするようにいたしまして拝で見ようかしらん、信心して見ようかしらんなど、いふような精神では、とても敬神といふ心があるまいと思ひます。何故かといふに、よくはやるからなど、恰も似而非売ト者のよふに、はやるはやる、などとは失礼千万な神様を神様と思はないのです。斯様な心掛の人にはとても敬神信心のことは云はれませぬ。いふても駄目です。しかしこふても駄目じやといふて打ち遣て神の敬まねばならぬわけを御話したしませぬといふのも又よろしくない。即ち心定らず、西に東にぐらぐらとかわりうつる、誠に弱き心の人々をみちびきまして、物事に心をうごかさず、まよはぬ強き心の人といたしますのは、宗教者の本分ですから、眞実神様の有がたさを会得して、いかにも神さまの尊き有難たさ

を知り得するようにいたしませねばなりませぬ。さりながら神の尊さ有難さは一朝夕の御話しで尽されるものでござりませぬ。世の中には神を祈つて何にするとなれど難ずる人がござりまして、神様を信心して居れば万事仕合がよいとは真赤な嘘じやといふ人もござります。これ等は皆神様の神様たる所以を知らず、あれのこれのと不自由不足がちの生知慧で論ずることで、そんなかよわき智惠で尊き神のこと批評するのは、仮令ば□が書画の評をするか、□が音曲を此へいふも同様、つまり自分分限を知らぬ者といふ誹は免れませぬこと、存じます。或哲学者が云はれたことがござります。何事かと申せば「物心二界を結び合すものは神である。神が無ければ物心二界を結合すことが出来ぬ」といはれました。物心二界とは心と物とで、物とは見えたり聞えたり、味ふたり嗅いだり、持たりいらふたり出来る此世の中にある万物のこと、心とは人々の持て居る奇妙不可思議なる心のことです。世の中のものは人の六官（耳目口鼻皮膚筋肉）によつて知ることのできるもので、目から入來るものは視神經といふものから脳髄に伝へる。そ

うすると脳髄に一つの変動を起させる。この変動はやはり肉体の変動で、無形の靈魂の変動ではござりませぬ。しかるに、この肉体の変動が起じまして心といふ無形の者になるには、物と心とを結び合さねばなりませぬ。その結合すものは何かと云へは即ち神様のはたらきです。云ひ換へれば、心と物とを結合すものは神より外にないのです。哲学者の中にも有神哲学派と無神哲学派と非常にやかましい、六ヶしい議論がござりますことで、今一人の者が毒薬を飲で死にましたとすれば、其死だのは何故か、死なねばならぬ理があるから死だのいや、死なねばならぬ理とは何じや、毒薬の為めに營養機関といふて、やしないそだてるからくり胃とか腸とかを害する故じや、營養機関を害したなれば何故死ぬか、それは理といふものじやと申しましよう。しかし理とはどんなものかとつきめて問ますれば、遂には理は理じやといふといふ外、説明することが出来ぬようになります。されば理がある、理がある、何でも理じや理じやといふて理の外のものはない、といふ人が結局理といふはどういふものと言ひ解き言明めることができず、只理

の外に神はないと言ひ張りまして、神の存在を非難しよ  
うとするものは疑もなく神の存在を証拠立てるの  
です。即ち理とは神の御心であるといへばよからうと  
存じます。斯様に申せば、神様とはどんなものかといふ  
でござりましよう。私は神様とはこんな者であるとは  
一口に言ひ解くことができませぬ。しかり理といふ事を  
吾々に御示し下さる御方じやと申します。今太陽といふ  
ものはどんなものかと申せば、円くて光と温さとを  
吾々に与へるものじやといふ外、太陽の事を説明するこ  
とができるませぬ。それより外に説明が出来ぬから太陽が  
ないと申せば、尤もじやと誰も承知いたしましようか。  
私は理といふことが説明できぬ故、理といふものはな  
いとは申しませぬ。理があるといふことには反対いたし  
ませぬ。併し、理があるから神はないといふ議論には  
如何あつても感服ができませぬ。既に神の存在を知れ  
まことに尊き、まことにいやちこなる御方で、理とい  
ふことを御示し下され、万事万物原因と結果とあること、  
即ち哲学者の謂ふ所の因果の大道理を御支配遊ばず御

方で、その尊さは一朝一夕に言ひ尽されるものではござりませぬ。我神のおしへは天理即ち神の御心にしたがひ、天理により人道を行ふことを教へ、たしかに神の敬はねばならぬことを明にいたしますことです。

次に愛國とは、前にも一寸申「し」ました通り吾国を愛するといふことで、この大日本帝国瑞穂の国に住居し、大日本帝国の人民と生れて来ましたものは、皆我が大事に我国大切と思ひ、我国の利益はなるべく多く、我が幸福はなるべく大きく、我が國の威光はなるべく輝き、我が國の人民はなるべく高尚に、諸外国に対してはなるべく品格と威重を保ちて、決して侮りを受けぬよう、決して引けをとらぬよふにいたし、万々一外国より失礼なことを致すときは、我国の人民は我が國の尊榮を保つ為に身をも家をもかへりみず、妻子眷属も打して、も國の為に働き、我大日本帝国の為に尽す心が愛國の心であります。世の中に誰が吾身を大事と思はぬでしようか。自分家を大切と思はぬものがござりましようか。吾身吾家を大事と思へば、その大事な吾身吾家を容れたる入れ物、即ち国を大事と思はぬものがござりま「し」ようか。

苟も國民と名の付たるものは其國を大切に守り、其國の利益と尊榮とを希望し、亦その道を尽さねばならぬことは今更いふにも及ばぬことで、誰一人否をいふものはござりますまいが、人の心には吾身大事と思ふ自愛心と他人を善かれと思ふ他愛心とがござります。即ち自愛心とは吾身の知識をふやし己れの名譽を博め、己れの身の安穩に己の身の幸福に世間の人にはめられたいと思ふような心で、これは誰でも無いものはない。即ち自愛の心は人間の総ての者にある通有性でありまして、悪いのではありますぬが、この自愛の心があまり増長いたしましては吾身ばかり大切にして、人の事はどうでもよろしい、人が仆れよぶが転ばぶが、泣ぶが怒らぶが、僕不関焉と知らぬかほして自分さへ好ければ好といふようになつて、所謂慳貪なものになります。さらながら自愛といふ心が既にあるといたしますれば、吾身の為になる事を致したくなるは当然のことですが、程よく世間の人情を汲みわけ、時と場を考へて人の害にならず、人の妨にもならぬようにいたしますれば自愛心のまゝに従ひ自愛の事柄を致しましても差支はありますまい。

イヤ差支なきのみならず、自愛は神に對する務です。直しき自愛は吾々を御造下され、吾々を支配遊ばす神に対しても当然なすべき務です。自分の身を自分が大切にして他人の妨げをせねば誰が非難いたしましやうか。只自愛を間違へて他人を妨げて他人を迷惑させても、吾が為吾が利益を計るのは直しき自愛とは云へませぬ。甲の人が自分を大切にすれば乙の人も自分を大切にする。其大切にする仕業が衝突せぬ限りは決して害なきのみならず、当然なすべき事柄でござります。世の中には我身の薄命を歎き、我身の不運を悲しみ、つらさ、かなしさに耐へかねて入水したり、首吊りしたり、或は誠にいやしき色情の為めに情死を遂げたりするものが折々出来ますが、これは誠に不都合千万なる罪はござりませぬ。父母に對しては父母の遺体ともいふべき身体を害して父母の面をよごし、国に對しては種々の法律規則を設けて幸福と利益とを保護し下さる國家の御恩を仇にいたし、神様に對しては身心の一つを授け下されたる大恩を無にし、自身に對しては名譽をけが

し、命をちぎめ、まことにつまらぬことです。然るに世間の人は之をわるいとは云はず、尤じや尤じや、無理はない、氣も心もソレハ突き詰めたのじや、尤じや尤じやと自殺といふ大罪を贊成するとは何たる事ぞ。

まことにつまら「ぬ」ことでござります。斯くは申せども、古今の忠臣義士孝子烈女が心を千々にくだき、國の為、君の為、親夫の為に吾身を殺したのは仕業こそちがへ、自ら死地に就き、自ら死を招きしものゆへ、自殺も同様じや。これ等も神の罪人、道德の罪人かと申せば、夫は決して罪人ではない。何故ならば國の為君の為に身命をなげうちても働くといふのは、自愛心より一層高尚なる他愛心によりて行ふ見はることです。

決して罪といふことができませぬ。即ち他愛心とは自分の外の者を愛する心で、小さき虫けらも人を害せぬ限りは苦しめず殺さず、これも神より生命と幸福とを与へられたるものじやといふ心、即ち慈悲の心をば他愛心と申すのでござります。仮令は寒中に北風が吹き荒み、雪が飛び散り、人々は皆寒い寒いと云ふて火鉢をかゝて居るのに、縊縷を身にまとい、ぶる／＼ぶるへて居ま

す乞食非人を見ては、ア、不憫の者や氣の毒な者や、かあいそうなものやと云ふ心は誰でも起るでござりますよう。またひもじそくな顔つきをして居る、寒そくな容子をして居る、暖かなものを食はしてやれ、古い衣服でも一枚遣れと云ふようになります。これが即ち他愛心です。自愛心ばかりで他愛心のない者は□です。何故なれば、この世の中は互々の持合ひで自分が他人を愛してやり、他人が又自分を愛してくれますので、世の諺に云ひます通り「蓑売り笠買ふ」で蓑売る人は笠を買ひ、笠売る人は蓑をかぶ。呉服屋は薪を買ひ、柴屋は呉服物を買ふといふ矩合に互に愛し愛せられて、自分大切吾身大事と思ふ心と人好かれ他人大事と思ふ心と、互にほどよく和合いたしますのでござりますが、自愛の心は動ともすれば自分勝手なことを考へますから、他愛の心を専一といたしまして万事を行ひ、それで丁度程好くなるのでござります。さて他愛の心と自愛の心と程よく落合ふて参れば愛國といふ心ができます。苟も一国の国民といふ者が愛國といふ心がなければ其國は國といふ値がござりませぬ。苟も國とい

ふ者がありまして、其國民に愛國の心がなければ其國の万事万物何事も紀律といふ者なく、めちやめちやになつてしまひます。抑も國が野蛮にして定まる所もなく、水の害があるといふては住居をかへ、草が尽きたといふては所をかへる。支那の北部又はアラビヤ辺の遊牧の民といふて水と草とをさがしまわりて住居変する者には本国の愛、國を愛するなどの心はいさゝかもござりませぬ。我大日本帝國はかやうな人民は一人もござりませぬやへ、愛國の心あるといふことは今更事新らしく申すまでもなき事ながら、金錢の為にわが國の財政我々同胞の面汚しとなるような事をして外国人の玩弄や物にしられる者が出来るような事も、おりあるかに聞及びます。これらの人々は欲といふ心のみで人たる値のなきもので、イヤハヤ實に何とも名の付けようがござりませぬ。それでもこんな人でも、やはり大日本帝國の臣民で吾々の同胞です。いかにつまらぬ者でも殺せば殺人罪として、その下手人は必ず罰せられると云ふように國の為にならず、世間のもてあまし者でさへ御保護下さる國の御恩を思はず、國の利害損得を川向の火

事同然に思ふ杯とはつまらぬことです。吾同胞大日本帝國の人々が愛國の心に富みたることは慥な証拠がござります。即ち我忠勇なる征清軍隊が家をも身をも顧みず、屍を韓清の野に暴らし、血を異國の草木の肥となし、暑さ寒さを忍び、死ぬるいまわになりても國を忘れず、天皇陛下の万歳を切れぐの呼吸て唱へ奉るなど、まことにせかいに例すべくなき事柄で、日本魂といふことは世界のすみずみに至るまで鳴りわたり、遂に或外国では立派な事業を称賛に、日本魂といふ事、世界中でも強國といはる、一二の国は、我大日本を恐ろしく思ふほどになりました。又それに引かへ、敵たりし國を非議するではござりませぬが、口には御大層な強い事をいひながら逃げ走りかくれまわり、勝(つ)もまけるも口を一聲さへ好ければ好いといふような考へから、隊長が怒らふが國の恥とならが一切構はず、吾身大事といふ心で、愛國心がない故に當時まけいくさで、遂には和を請ふといふようなつまらぬことになりました。又それのみならず、金州辺に我占領地の出来た

とき、租税などを免除し仁政を布かれましたゆへ、其おかげを被りたいといふ忌はしき卑劣な心から領土の境界の印にと建たる標木を一里も一里も遠く持ち運び、自分も免税の恩に預らんと国の領土の幾分ちどまるをも心にかけず、或は捕虜となりて夫れぞの所に措かれたるもののが、日本勝てば又捕虜の伴侶が増したといふて悦び、和議か整ふとの話を伝へ聞ては本国へ引渡されねばならぬとて、我父母の國、我故国に帰るを悲み、只吾身の上ばかり心配するといふようななき心です。斯様な心意の人民が幾億万ありましても國といふことは出来ませぬ。即ち前にも申しました遊牧の民も同然でござります。或人は支那人を評して「人間としては何處でも勝つが、國民としては何國の國民にも勝つことが出来ぬ」と云ひました。なる程支那人は金儲けにつけてはいかなる恥をも忍び、いかなる苦みをも耐へて働きますゆへ、一人の人間としては外國人に一步も譲りませぬ。誠に世界中にあんなひどい人間はござりませぬ。さりながら、公衆の利益とか、一国の為とか、直接に吾身の利得とならぬことは川向

ひの火事同然です。かような愛国心に乏しき者を国民といふ事は出来ませぬ。仮令出来ても眞実國民の値はござりませぬ。——人間と国民との差別——かの或人の評誠に適當なる評です。これといふも何故かと能く考へれば全く自愛心ばかりで、他愛といふ心が無きゆへでござります。近頃英國にて組織せられたる日本協会で、英國人「エドワインアーノルド」氏は演説しました言葉に『日本國民は皆天皇陛下の大御心を以て心となすが故に——清國に対して——大勝利を得大名誉を博したのである…………今回の大勝利は勤王愛國自重及仁義と名づくる人間最も貴重なる德義の捷利に外ならず』といひまして、万里の波濤を隔てたる英國人さへ、我大日本國民の大和魂を賞賛いたし居る位ですから、今更愛國の何のと珍らしそうに申すまでもござりませぬど、いろ／＼な宗教がまいこんで人心をまよはしますゆへ、必ず御油断なく、此心を以て御教導なさる事が肝要でござります。

○天理人道を明にすへき事

天理とは既に前にも述べました通り、神の御心即ち自然の理といふことで、善き種をまけば善き草木が出来、善き花が咲き或は善き実を結ぶ。善き事をすれば神の御賞に預りて幸福を受くるといふような自然の道理即ち神の御心を云ひ、人道とは人の人たる道即吾身をつゝしみ吾身を大切にして、吾身は吾身の吾身でなく神より造られたる身、大日本帝国の臣民たる吾身、父母に生み育て貢ふたる吾身である故、神に対し國に対し父母に対し吾身に対して決して悪しき事を行はず、悪しき事を思はず、吾身の利益と幸福とを享けて人間となりて、此世に生れて來たる本分を尽さねばなりません。

又他人に対するは親愛といふことを致しませぬ、人の道を見事守ることが出来ませぬ。亦人の人たる道を知らねば守ることの出来ぬは当然の事ですから、明らかにせよと御示しになつたので、先づ人道と申せば、先年御宣下なりました教育に関する勅語にも明らかに御示し下されどござります。まことに畏多き事ながら、右の勅語の御主意を申せば、忠孝、友愛、和睦、信義、恭僕、

博愛、広益、智識、遵法、義勇、等でござります。扱て忠とは臣たるものまごろに孝行をつくすこと、友愛とは兄弟中よくして兄は弟をいつくしみ、弟は兄をうやまひ、互に助け助け〔け〕らるゝ様にする事、信義とは朋友たがひになかよくして親切に信を以て交はること、恭僕とは吾身の行状をつゝしみ、万事つゞまやかにひかへめにしてさし出ぬこと、博愛とは生あるものはいつくしみ、いとをしみ、人間は申すまでもなく、小さき虫たりとも無慈悲に困らず、仁愛の心を以てあしらふこと、智識とは物の道理をわきまへ、ひとつの業をするにも一の事を行ふにも明らかに正しき方法と道理とを知ること、広益とは自分一人の為のみならず公衆の利益をひろめ、種々の器械を発明して古人の氣付かなんだことを考へ出し、或は人の病気の原因を發見して其治療法を發明したり、學問の奥義を究めて書物を著したり、溜池を掘り、又は道普請をして通行の便を与へたり、溝渠を通じて田作り通ひ船の便利をなしたりして万人の利益となることをなし、利益を他人に推

し及ばしめ推し抜める事で、遵法とは御國の法律規則に従ひ、決して規則に背き法を侵すよろなことをせぬようすることです。（茲に気を付て心得おかねばならぬことがござります。ソハ世の中に、私は法律のよろなものは知りませぬ、規則のよろなものは存じませぬと云ふて、違法反則の罪をのがれようとするものがござりますが、一国の人民しかも文明國の人民は、法律規則を知らぬ知らぬといふて違犯の罪はのがれるものではござりませぬ。なぜなれば官報とか、公布式新聞とか、その外種々の方法で人民に斯く斯くの規則を定めた。然かくの法律を制定したといふて一般人民に知らせてありますから、知らぬのは自身がわるいのです）然るに世には一厘でも租税の軽いようにと思ひ、所得税をのがれようとして所得額を詐り、或は議員に当選したいとて運動とか遊説とかして、遂には幾錢幾金を出すから投票してくれと頼み廻り、或は又種々の賭博をして國禁を侵し、暑中裸になりて説諭を受けたり、欲にまよふて盜賊をはたらき、まことにいろ／＼さまぐの罪を侵して御上のおかみの御厄介にあづかることを何とも思はず、罪を侵し説諭を受けては己のわるい事は此も思はず、

やかましく云ふ巡査じやとか、小言をよく云ふ役人じやとか、まことに言語道断の輩が世に多くござりますが、皆導法といふことに気付かぬからです。次に義勇とは吾身をすてゝも人を助け、吾一家をつぶすとも一町村の為に尽し、一県下一国の為には吾生命も財産も打棄て、心を碎き力を尽し、場合によりては一命をも差出すといふことでござります。凡そ前に述べました忠孝より義勇に至るまでの事柄は、人として是非とも心得居らねばならず、是非共行はねばならぬ事柄で、即ち人の人たる道です。これ等の人道をよくわきまへて程好くまちがへぬように行ふには天理に従はねばなりません。世には天理を弁へず、人の道を守らず、不義の富貴をむさぼり、欲にまよふて生爪をはがし、恥を世間にさらすものがござりますのは、まことになげかはしい事です。働きとけんやく、即勤務を以て富を致しますのは天理です。然るにこの天理を忘れ、働きかずして大金を儲けたい、僕約せずして金を溜めたいなど、思ひ、いろいろの悪知恵を振ひ、規則を侵し法律に背き罪をつくる者が出来ます。まことに何たる心やら、神様

の御眼から御覽あそばしたなれば如何に御思召ますでござりましやうか。常々も申すとうり、神様は吾人に善かれよかれと思ふと思召しますことは人々が吾子よかれよかれと思ふも同じことです。若し吾々が好かれ善かれと思ふ居る我子が罪をおかし悪業をはたらきましたら、皆様は嬉しく思なさるか、悲しく思ひなさるか、それを御考へなされば決して決して、悪い事は出来るものではござりませぬ。然るに欲といふ者の為に天理に背き、人の道をふみはづし、国の法令を守らず、父母兄弟に心配をかけ、親類朋友に世話をかけ、己が欲しさへ満足させたらよいと云ふような心では實に困り果てたことでござります。一人の利益と多人数との利益とは、どちらが大事かと云へば、申すまでもなく多人数の利益が大事にちがひない。然るに自分一身の利益をはかりて多くの人の利益をかまはず、己さへよければ好いといふような心意気の者が問ござりまして、折節は新聞に出され、恥を世間に吹聴するものがある。どのような事かと申せば、鉄道敷設に必要な地面、何程の値で御譲り下されたいと申込まれ、コイツ旨いぞ意地張れ

ば必要の地なくてならぬ処、あれのこれのと故障をいへば儲かるにちがひないと、己一個の欲心からいろ／＼の故障を云ひ張り、遂には土地収取規則を適用せられて、最初示談で買ひに来たときよりも余程の安値で売らねばならぬよふにあることがある。是等は私欲の為に公益を忘れ、この世を吾身ひとりの世と思ふからです。これでは公益を広めるといふ事ができぬのです。又「汝の額の汗を以て汝の口腹を養ふべし」といふをして吾身をやしなへと云ふ意味です。それに又世には働くかずして大金を儲けよう、大幸福を得ようとするから大山師となり、投機業に手を出したり、一賭博で数百円も手に入れようなど、まことに天理に背きたる考へを懷き居るものがある。まことになさけない心掛けではござりませぬか。又或勉強家の歌に「苦にやむな金は世間へあづけおくそれがほしくば働いてとれ」と咏んでござりますが、これは誠によく天理にかなふたる歌でござりますが、世間の諺にも金は世間のまわりものと云ふことがござりますが、これもよく働きよく働いてござります。世間の諺にも金は世間のまわりのものと云ふことがござりますが、これもよく働きよく働いてござります。

直しき道に順ふて金錢を儲け、金錢を貯ふること天理でござりますれ〔ば〕。天理に順ふことをせず、いちじこぼれざいはいを希ふなどとは、實に何といふ心得か。まことに慨はしき事でござります。何如するのは人の道、こうするのは人の道と、人道人道といひますことは、科こそかはれ天理にもとり、天理にそむきたることが人の道にあたるといふことは決してござりませぬか。

ら、天理を明かにし、明からに天理を知れば人道を正しく行ひ、人道を明かにして天理に順ひ行へば正しき人、正しき國民となることができます。故に教導の任を帶び、人を善道に導くべき職ある方々は、よく心をして間違ひのなきよふになされたきものでござります。天理と人道とを善くわきまへよふとすれば、欲をはなれて信実正しき人とならねばなりませぬ。

○皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむへき事  
これは最注意せねばならぬ箇条でござります。皇上とは天皇陛下の御事、奉戴とは尊び敬ひ奉り、朝廷の御示しに相成る御主旨をつゝみかしこみまること

でござります。そもそも畏多き事ながら、天皇陛下は吾大日本帝国の大元主にましまし、吾々臣民の大父母と敬愛し奉らねばならぬことは誰もよく知て居ることですが、今我天皇陛下の大権を分けて申せば、神事の長、國家の長、社会の長、兵權の長にして、實に天皇陛下は神事の長にましまして、西洋諸国のように国家の主権者の外に宗教の主長、羅馬法皇といふような者がありますて、宗教の事には必ずこの法皇の命令に従ふといふようなことはござりませぬ。近頃は羅馬法皇の権力は如何でござりましようか存じませぬが、歐洲の歴史を見れば羅馬法王の加冠といふて、法王に冠を加へてもらふた帝王はなかなかの名譽でござります。實に一国の帝王、主権者たるものは名譽の根源でなければならぬのに、法皇の加冠でそれを名譽とすれば法王は歐洲諸國の帝王とも謂へるでござります。然しながら我天皇陛下は名譽の根源にましまし、神事の長にましませば、神事の法令規則を正しく守るは陛下に對し奉りてなすべき務でござります。又國家の長、社会の長にまします故、必ず服従し奉らねばなり

ません。殊に明治二十二年二月十一日紀元の佳節を以て下し玉ひし西洋未曾有の大典章、大日本帝国憲法にも其の第三条に天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズとござります。私は法学上の事には素人でござりますゆへ、むつかしい法理などいふことは明らかに申すことはできませぬが、或学者の説に、天皇陛下は神聖にまします故、悪をなし玉ふこと能はずといふことであるそうでござります。然るに、西洋の——我大日本と國体のちがふ——西洋の民權とかいふ議論をもち出し、甚しきに至りましては國は重し、君は軽るしなどいふような事をいひ出すものがござりまして、誠に國体にそむきたる議論をなし、國体の如何をもわきまへずして、一千五百年來上下一

ます。まして世々の天皇陛下は民をみそなはすこと、親が子を見るよぶにしたまひ、或は冬のさむき夜に御衣をぬがせたまひて貧しき民のさむさを想はせられ、或は御衣は破れ、御殿は雨露さへ凌がれぬほどでも民のかまどのにぎはひを見そなはして、朕は富みぬと宣らせ玉ひしなど、一々数へ立て述べ尽くすことできぬ位でござります。殊に今上天皇陛下の御仁慈にましますことは古今にすぐれ玉ひ、聖恩聖徳の高大深遠なること、唯只感泣の外はござりませぬ。水難火災はいふに及ばず、地震旱魃何につけかにつけ大御心を勞させたまひ、一日として大御心の安らがせ玉ふ日ではなく、征清の役起りし以來、金玉の尊体を以て広島へ行幸あらせ玉ひ、内治外交の大政に御心を労させ玉ひし御有様は、天機伺ひに參勤せしもの、感涙にむせび感泣し奉らぬ者はないといふ事で、在昔の国主城主がしたいまにいたし居りましたのにくらべて見れば、天地雲泥の相違がござります。尚敵國として戦ひ居る支那の囚虜に是義手義足を賜はり、吾々臣民同様に御取扱遊ばさるゝ、斯くも尊きかしこき仁慈の天皇陛下、皇上を

奉戴し参せで何といたしましよう。如何で御心にそむき奉らるべきや。かく申せば、朝旨を奉戴し朝廷の御主旨を承り奉り、従ひ奉り、何とぞ天皇陛下の御心の安まらせたまうよふ朝廷の御主旨にそむき奉らぬよふに畏みく、一日にても御心安らがせたまふようにないたし奉ること教導職たる者の必ずつくさねばならぬことでござります。

三条大教憲義解終